

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 工学部化学生命系学科を卒業した学生
(主にバイオ・創薬系に軸足を置いた学生)
2. 遺伝子工学を用いて創薬応用を志向する学生
3. 修士論文テーマ：橋渡し研究を目指したリン酸化酵素阻害薬の開発研究
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				計
		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特別研究	10 (1~2 通年)								10
	医療政策		1							1
	医学研究概論	1								1
	ケアの比較文化論			1						1
	バイオ・創薬科学概論	1								1
	医療機器材料科学概論	1								1
	ヒューマンイノベーション・ヘルスケア科学概論	1								1
	ヘルスシステム統合科学演習			1						1
	実践ヘルスシステム統合科学				1					1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅰ	1								1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅱ		1							1
	倫理総論		1							1
	技術表現発表学			1						1
	ヘルスシステム統合科学専門英語				1					1
	選択	先進病院実習		1						
ヘルスシステム統合科学インターンシップ		2 (通年)								2
専門科目	選択	分子酵素学			1					1
		遺伝子機能制御工学	1							1
		細胞内シグナル伝達科学		1						1
		人工生体機能分子設計学						1		1
		オルガネラシステム工学	1							1
		RNA工学						1		1
		機能修復医学特論					1			1
		医事・薬事法概論		1						1
合 計									34	

6. 習得させる能力

現在、世界で新薬を発見、開発できる国は、アメリカ、イギリスといった欧米中心であり日本は多くの創薬シーズを有するものの決して高い開発能力とは言えない。そのため、医療分野を統合的に理解し、高度な生命科学の知識と創薬理論を兼ね備えた研究者、開発者を増やすことが喫緊の課題である。

本履修モデルでは、統合科目において、先端生命科学に加えてヘルスシステム統合科学の多様な視座や知識から医療倫理の基本に至るまでを修得し、選択必修科目の「先進病院実習」により医療を構成するしくみと人々に関する課題を理解する。専門科目においては、基礎生命科学と創薬理論を用いた最先端の「ものづくり」から「機能修復医学」の方法とそれを実践していくために必要不可欠な医学的知見を修得する。また、「医事・薬事法概論」により創薬関連の法律的根拠についても学ぶ。さらに「ヘルスシステム統合科学特別研究」において、高度な生命科学研究の遂行力や論文作成能力を鍛え、豊かな知識と実践力を培う。

7. 修了後の進路

製薬企業の研究・開発者，公務員，公的機関の研究員

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

- 工学部情報系学科を卒業した学生
(主に医療機器医用材料系に軸足を置いた学生)
- 情報工学を用いて医療応用システム開発を志向する学生
- 修士論文テーマ：音声発声機構に障害を持つ患者の音声明瞭性改善方式の研究
- 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
- 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				計
		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特別研究	10 (1~2 通年)								10
	医療政策		1							1
	医学研究概論	1								1
	ケアの比較文化論			1						1
	バイオ・創薬科学概論	1								1
	医療機器材料科学概論	1								1
	ヒューマンイノベーション・ヘルスケア科学概論	1								1
	ヘルスシステム統合科学演習			1						1
	実践ヘルスシステム統合科学				1					1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅰ	1								1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅱ		1							1
	倫理総論		1							1
	技術表現発表学			1						1
	ヘルスシステム統合科学専門英語				1					1
	選択	先進病院実習		1						
ヘルスシステム統合科学インターンシップ		2 (通年)								2
専門科目	選択	音声情報処理特論Ⅰ	1							1
		音声情報処理特論Ⅱ		1						1
		ネットワークアーキテクチャⅠ	1							1
		知能工学特論			1					1
		医療対話学			2					2
		医療システムデザイン学				1				1
		ヒューマンライフ価値論			1					1
合計									34	

6. 習得させる能力

現在、医療分野における情報処理技術の応用は、カルテや医療費の整理・管理、あるいは、画像解析を用いた医療診断の支援など、患者に対峙するというよりは、バックヤードでの事例が多い。一方、高齢化社会においては、患者を直接支援する応用が増大すると考えられ、患者を理解し、人間として対峙する能力が必要となる。

そこで、本履修モデルでは、統合科目において、ヘルスシステム統合科学に必要な多様な視座や知識とともに、医療機器が使用される医療やヘルスケアの基本を修得する。また、「ヘルスシステム統合科学演習」、「実践ヘルスシステム統合科学」及び「先進病院実習」により、医療を構成するしくみと人々に関する課題を理解して、課題解決に向けた能力を養う。同時に、最新の医療機器開発の実践を学ぶための語学力を身につける。選択科目においては、より高度な専門技術を学ぶと共に、患者に受入れられるシステムを開発するために「医療対話学」、「医療システムデザイン学」、「ヒューマンライフ価値論」を学ぶ。さらに「ヘルスシステム統合科学特別研究」において、高度な医療機器研究の遂行力や論文作成能力を培う。

7. 修了後の進路

医療機器の研究・開発者，公務員，公的機関の研究者

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 医学部保健学科を卒業した学生
(主にヘルスケアサイエンス系に軸足を置いた学生)
2. 計測工学・安全工学・生物工学に基づく医療技術の臨床応用・機器開発を志向する学生
3. 修士論文テーマ：FFF (Flattning Filter Free) ビームを用いた高精度放射線治療における品質保証・品質管理に関する研究
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				計
		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特別研究	10 (1~2 通年)								10
	医療政策		1							1
	医学研究概論	1								1
	ケアの比較文化論			1						1
	バイオ・創薬科学概論	1								1
	医療機器材料科学概論	1								1
	ヒューマンイノベーション・ヘルスケア科学概論	1								1
	ヘルスシステム統合科学演習			1						1
	実践ヘルスシステム統合科学				1					1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅰ	1								1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅱ		1							1
	倫理総論		1							1
	技術表現発表学			1						1
	ヘルスシステム統合科学専門英語				1					1
	選択	医療管理			1					
ビッグデータ学				1						1
安全インタフェースシステム学						1				1
専門科目	ヘルスプロモーション科学	2								2
	生命健康情報理工学特論Ⅰ	1								1
	生命健康情報理工学特論Ⅱ		1							1
	知能工学特論			1						1
	光計測工学特論					1				1
	医療関係法2 (医療行為法)			1						1
	医療リスクマネジメント概論						1			1
合計									34	

6. 習得させる能力

我が国の医療技術水準は、世界的に高い水準を維持していると言われるが、実務経験や自己研鑽など自助努力に基づく個人の能力に依存していることが多い状況が知られている。近年の医療技術の高度化は目覚ましく、個人の高い能力だけでなく人間工学や安全工学の観点からリスク管理に対する考え方を身に付け、開発応用できる人材が求められている。

そこで、本履修モデルでは、統合科目にてバイオ、創薬、医療機器、ヘルスケア、倫理、文化論など医療に関わる幅広い学問の基本を修得すると同時に、「医療管理」にて、医療現場の課題を実際に汲み取り、医療に必要な知識や技術、課題解決に必要な素養を身につけ、基本視座の「統合力」を養う。また、最新の医療や医療機器開発を学ぶための語学力を身につける。選択科目においては、「ヘルスプロモーション科学」、「生命健康情報理工学特論」、「知能工学特論」、「光計測工学特論」、「医療関係法2 (医療行為法)」、「医療リスクマネジメント概論」にて、臨床現場の課題解決に必要とされる専門的な概念を幅広く学び補完することによって、安全工学やリスク管理の視点から技術応用や開発に有用な知識や考え方

を身に付ける。さらに「ヘルスシステム統合科学特別研究」において、高度な医療技術研究の遂行力や論文作成能力を培う。これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

医療系企業の研究・開発・営業技術者（技術コンサルタント）、公的機関の研究員

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士前期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 文学部、主に哲学・倫理学・宗教学の分野を卒業した学生
(主にヒューマンケアイノベーション系に軸足を置いた学生)
2. 哲学的な思考を基礎とした医療現場における意思決定モデルの構築に関心のある学生
3. 修士論文テーマ：認知神経科学と哲学との統合的方法に基づく認知症患者の意思決定モデルの構築
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				計
		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特別研究	10 (1~2 通年)								10
	医療政策		1							1
	医学研究概論	1								1
	ケアの比較文化論			1						1
	バイオ・創薬科学概論	1								1
	医療機器材料科学概論	1								1
	ヒューマンイノベーション・ヘルスケア科学概論	1								1
	ヘルスシステム統合科学演習			1						1
	実践ヘルスシステム統合科学				1					1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅰ	1								1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅱ		1							1
	倫理総論		1							1
	技術表現発表学			1						1
	ヘルスシステム統合科学専門英語				1					1
	選択	医療管理			1					
先進病院実習			1							1
ケア学		1								1
専門科目	ヒューマンライフ価値論			1						1
	臨床死生学Ⅰ		1							1
	臨床死生学Ⅱ					1				1
	医療関係法Ⅱ			1						1
	医療対話学				2					2
	認知神経科学			2						2
合 計									34	

6. 習得させる能力

「生かす」ことが可能となった対象疾患が増えた現代において、患者や家族が治療の選択などを行う際に、意思決定をいかに行うのかということは、患者・家族のみならず、医療従事者にも難しい問いを投げかけている。

そこで、本履修モデルでは、必修の統合科目としてバイオ・創薬、医療機器、ヘルスケア、ヒューマンケアイノベーションの各分野の核となる視座と方法および異なる分野の視座と方法の統合の仕方を会得し（自己決定能力の低下した人の意思決定をどのように行えばよいか）、選択の統合科目である「先進病院実習」、「ケア学」によって、医療現場を構成する人々やしくみの課題をより具体的に把握する（自己決定能力の低下した患者の意思決定の難しさ）。また専門科目において、「ヒューマンライフ価値論」により生き方を支える重要な価値観について学び、哲学的な思考方法を深め、「臨床死生学Ⅰ・Ⅱ」により医療・ケアの臨床の現場における哲学的な課題、意思決定をめぐる課題とモデル構築の視座と方法を学び、「医療関係法Ⅱ」により医療と法が交錯する場における現状と課題を学び、意思決定モデルの構築のための人文社会科学的知見を深める。加えて専門科目の「医療対話学」

により医療現場におけるコミュニケーションのあり方を学び、哲学的な知見を医療現場において言語化する手法を学び、「認知神経科学」により高次脳機能について理解を深め、意思決定モデル構築に必要な医療・工学的知見を深める。さらに「ヘルスシステム統合科学特別研究」において、修得した能力の遂行力や論文作成能力を鍛え、高度な知識と実践力を培う。

7. 修了後の進路

社会福祉協議会などの職員，公務員，NPO 法人，企業

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士後期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 自然科学研究科生命医用工学専攻博士前期課程を修了した学生
(主にバイオ・創薬系に軸足を置いた学生)
2. 生物工学技術を用いた創薬開発を志向する学生
3. 博士論文テーマ：臨床応用を目指した分子標的薬としての酵素阻害剤の開発
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				3年次				計
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特論	1												1
	ヘルスシステム統合科学総合演習			2										2
	ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ					2							2	
専門科目	1分子生理学			1										1
	シグナル伝達創薬			1										1
	生体ナノ分子工学				1									1
	臨床死生学特論		1											1
	科学技術開発論								1					1
	臨床研究学								1					1
	地域社会ヒューマンケア論									1				1
合 計													12	

6. 習得させる能力

現代日本において、莫大な開発費と時間と労力のために、新薬が出にくくなっている製薬業界では、社外に創薬シーズや技術、さらには優秀な創薬研究・開発人材を求めている。そのため、医療分野を統合的に理解し、最先端の生命科学の知識と創薬理論を修得した研究者・開発者を増やすことが喫緊の課題である。

そこで、本履修モデルでは、統合科目として「ヘルスシステム統合科学特論」、「ヘルスシステム統合科学総合演習」、「ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ」により、医療現場を構成する人々としくみを理解し、主にディスカッションを通して課題の抽出を実践、抽出した課題を分析し、さらに、ヘルスシステム統合科学に関連する科学や技術の最新動向を把握して、モノやサービスとして具現化する課題解決力を身に付け、社会での活用を意識させて、基本視座の「統合力」を養う。選択科目「臨床研究学」「地域社会ヒューマンケア論」は、医療・介護の最先端の知見、高齢者の心理を学ぶのを助け、「1分子生理学」「シグナル伝達創薬」「生体ナノ分子工学」により創薬実学の基本を修得すると同時に生命科学、創薬理論の最新動向に関する知識を補完する。さらに、これらを実践して社会に役立てるために必要となる素養を「科学技術開発論」「臨床死生学特論」により学修する。

これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

製薬企業の研究者、公的研究機関の研究者、大学教員

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士後期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 自然科学研究科生命医用工学専攻博士前期課程を修了した学生
(主に医療機器医用材料系に軸足を置いた学生)
2. 情報工学を用いて医療応用システム開発を志向する学生
3. 博士論文テーマ：音声対話に障害を持つ患者のコミュニケーション支援システムの研究
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				3年次				計
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	必修	ヘルスシステム統合科学特論	1											1
		ヘルスシステム統合科学総合演習			2									2
		ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ					2							2
専門科目	選択	ヒューマンインタフェース特論		1										1
		機能ロボット設計論		1										1
		神経医工学				1								1
		情報数理論	1											1
		人間支援インタフェース論					1							1
		臨床研究学							1					1
		地域社会ヒューマンケア論								1				1
合計													12	

6. 習得させる能力

超高齢化社会に向かいつつある現在、医療機器業界においては、ニーズを明確にし、新しい医療機器の開発や、新しいサービスの開発が求められており、これらを実現できる人材の育成が急務である。

そこで、本履修モデルでは、統合科目として「ヘルスシステム統合科学特論」、「ヘルスシステム統合科学総合演習」、「ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ」により、現場を構成する人々としくみを理解し、主にディスカッションを通して課題の抽出を実践、抽出した課題を分析し、さらに、ヘルスシステム統合科学に関連する科学や技術の最新動向を把握して、モノやサービスとして具現化する課題解決力を身に付け、社会での活用を意識させて、基本視座の「統合力」を養う。医療系の選択科目「臨床研究学」、人文社会系の選択科目「地域社会ヒューマンケア論」を通して、臨床研究の方法や患者や高齢者の心理を深く学ぶ。また、「ヒューマンインタフェース特論」、「情報数理論」の履修により、情報工学に関連する最新技術動向の知識を深める。さらに、医療機器開発など社会実装能力を高めるために、機械システム系の選択科目「機能ロボット設計論」「人間支援インタフェース論」、「神経医工学」を学修する。

これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

医療機器の研究者、公的研究機関の研究者、大学教員

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士後期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 保健学研究科保健学専攻博士前期課程を卒業した学生
(主にヘルスケアサイエンス系に軸足を置いた学生)
2. 計測工学・安全工学・生物工学に基づく医療技術の臨床応用・機器開発を志向する学生
3. 博士論文テーマ：生物学的パラメータを用いた放射線治療効果の予測に関する研究
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				3年次				計
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目 必修	ヘルスシステム統合科学特論	1												1
	ヘルスシステム統合科学総合演習			2										2
	ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ					2							2	
専門科目 選択	インタープロフェッショナルワーク論	2												2
	生命健康情報理工学特講 I	1												1
	生命健康情報理工学特講 II			1										1
	生体機能制御学							1						1
	酵素機能解析学							1						1
	医療リスクマネジメント論					1								1
合 計													12	

6. 習得させる能力

現在、病院等の医療機関に高度な知識を有する技術者や研究者が多数配置され、医療の最前線で医療機器や技術開発ができる国は、北米、ヨーロッパといった欧米中心となっている。また、日本の医療技術水準は世界に引けを取らない状況であるにも関わらず、臨床現場の課題と高度な生命科学の知識、技術開発理論を兼ね備えた技術者、研究者及びその環境が不足している状況にあり、次世代の高度医療基盤構築として、これらを実現できる人材の育成が急務とされる。

そこで、本履修モデルでは、統合科目として「ヘルスシステム統合科学特論」、「ヘルスシステム統合科学総合演習」、「ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ」により現場の実態や課題を把握し、ニーズの発掘法や最新の技術動向を習得し、最先端の医療に必要な知識や技術、課題解決力を身に付け、社会での活用を意識させて、基本視座の「統合力」を養う。また選択科目「インタープロフェッショナルワーク論」、「生命健康情報理工学特講 I」、「生命健康情報理工学特講 II」では、実務的な医療現場の課題や技術応用の最新動向に関する知識ならびに社会に役立てる際に必要となる素養を補完し、「生体機能制御学」、「酵素機能解析学」では、工学の基本や応用を習得し、「医療リスクマネジメント論」では医療現場の課題について社会的に捉え、深く洞察する力を身に付ける。これらの科目群の履修を通じて、医療機器開発に求められる設計思想、応用展開力、課題解決力に必要な素養を身につける。これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

医療系企業の研究・開発者・営業技術者(技術コンサルタント)、公的研究機関の研究者、大学教員

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士後期課程 ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 医療介護に従事し現場でのケアの価値について科学的に再考察しようとする社会人及び、本学社会文化科学研究科など人文社会科学系の大学院修士課程で学びさらに医療介護の現場との接点を求めて研究を志向する学生
(主にヒューマンケアイノベーション系に軸足を置いた学生)
2. 医療介護の現場の価値観について科学的に研究して普遍的モデルの構築を志向する学生
3. 博士論文テーマ：医療介護現場に根差した幸福感分析指標に関する研究
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

科目区分	授業科目	1年次				2年次				3年次				計
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目 必修	ヘルスシステム統合科学特論	1												1
	ヘルスシステム統合科学総合演習			2										2
	ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ					2							2	
専門科目 選択	科学技術開発論				1									1
	人間共生哲学思想特論		1											1
	東アジア老年思想史特論			1										1
	地域社会ヒューマンケア論				1									1
	臨床死生学特論						1							1
	医療ビジネスマネジメント論						1							1
	実践基礎看護学特講							1						1
合 計													12	

6. 習得させる能力

本履修モデルでは、統合科目として4つの人材育成の活動として、「現場の理解と課題の抽出」（ヘルスシステム統合科学特論，総合演習）、「観察型・解析型活動」（ヘルスシステム統合科学特論，総合演習）、「構成型活動」（総合演習，アドバンスインターンシップ）、「行動型活動」（総合演習，アドバンスインターンシップ）の学修を通じて、医療・介護の最先端の「ものづくり」と「人間社会への受容」の基本を修得し、選択必修科目によって人間共生の価値哲学と日本文化の底流にある幸福なあり方の文献読解から得られる洞察を深めるとともに、それらが現実に生きている人々の感性をくみ取るのにはいかなる適切な方法論があるかを最新の臨床死生学や基礎看護学の研究法も踏まえて確かなものにしていく。さらに、インターンシップに立ち戻ってケアの現場での実践の中から自ら考えて現場の事象の分析力を養う。こうして修得した能力の遂行力や論文作成能力を鍛え、ヘルスシステム統合科学としての高度な知識と社会の中での実践力を培う。

これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

医療介護関連シンクタンク、医療介護コンサルタント企業、大学教員、社会福祉協議会などの職員。

【履修例：ヘルスシステム統合科学研究科博士前期・後期課程一貫コース ヘルスシステム統合科学専攻】

1. 工学部化学生命系学科を卒業した学生（主にバイオ・創薬系に軸足を置いた学生）
2. 生物工学技術を用いた創薬開発を志向する学生
3. 博士論文テーマ：橋渡し研究に向けた分子標的薬の開発と創薬理論の構築
4. 学位に付記する専攻分野の名称：統合科学
5. 履修科目

[博士前期課程]

科目区分	授業科目	1年次				2年次				計
		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特別課題研究	10 (1~2 通年)								10
	医療政策		1							1
	医学研究概論	1								1
	ケアの比較文化論			1						1
	バイオ・創薬科学概論	1								1
	医療機器材料科学概論	1								1
	ヒューマンイノベーション・ヘルスケア科学概論	1								1
	ヘルスシステム統合科学演習			1						1
	実践ヘルスシステム統合科学				1					1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅰ	1								1
	ヘルスシステム統合科学総論Ⅱ		1							1
	倫理総論		1							1
	技術表現発表学			1						1
	ヘルスシステム統合科学専門英語				1					1
	選択	先端病院実習		1						
ヘルスシステム統合科学インターンシップ		2 (通年)								2
専門科目	分子酵素学			1						1
	遺伝子機能制御工学	1								1
	細胞内シグナル伝達科学		1							1
	人工生体機能分子設計学							1		1
	分子細胞生物学					1				1
	生体材料科学				1					1
	機能修復医学特論					1				1
	医事・薬事法概論		1							1
合 計									34	

[博士後期課程]

科目区分	授業科目	1年次				2年次				3年次				計
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
統合科目	ヘルスシステム統合科学特論					1								1
	ヘルスシステム統合科学総合演習							2						2
	ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ	2												2
	実務インターンシップ	1												1
専門科目	1分子生理学			1										1
	シグナル伝達創薬			1										1
	臨床死生物学特論		1											1
	科学技術開発論							1						1
	臨床研究学				1									1
	地域社会ヒューマンケア論								1					1
合 計											12			

6. 習得させる能力

現在、新薬開発はアメリカ、イギリスといった欧米中心であり日本は多くの創薬シーズを有するものの決して開発能力が高いとは言えない。また、莫大な開発費と時間と労力のために、新薬が出にくくなっている製薬業界では、社外に創薬シーズや技術、さらには優秀な創薬研究・開発人材を求めている。そのため、最先端の生命科学の知識と創薬理論を修得し、医療分野を統合的に理解した研究者・開発者・目利きを増やすことが喫緊の課題である。

そこで、前期・後期課程一貫コース履修モデルの前期課程では、統合科目において、先端生命科学に加えてヘルスシステム統合科学の多様な視座や知識から医療倫理の基本に至るまでを修得し、選択必修科目の「先進病院実習」により医療を構成するしくみと人々に関する課題を理解する。また、選択必修科目によって最新の生命科学及び創薬開発の実践を学ぶための語学力を洗練させる。また選択科目において、「機能修復医学」の方法、それを実践していくために必要不可欠な医学の知見のみならず、創薬関連の法律的根拠についても学ぶ。さらに「ヘルスシステム統合科学特別課題研究」において、高度な生命科学研究の遂行力や論文作成能力を鍛え、豊かな知識と実践力を培う。

さらに、本履修モデルの後期課程では、統合科目として「ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ」と「実務インターンシップ」により創薬の基本的な実務を修得し、選択必修科目によって最新の生命科学、創薬理論を身に付ける。また選択科目において、「臨床研究学」「地域社会ヒューマンケア論」を通して医療・介護の最先端の知見、高齢者の心理を学ぶ。「1分子生理学」「シグナル伝達創薬」により創薬実学の基本を修得すると同時に生命科学、創薬理論の最新動向に関する知識を補完し、さらに、これらを実践して社会に役立てるために必要となる素養を「科学技術開発論」「臨床死生学特論」により学修する。

これにより、学生は4群の活動からなる人材育成のサイクルを自ら俯瞰的に回していく能力を習得する。

7. 修了後の進路

製薬企業の研究者、公的研究機関の研究者、シンクタンク、総合商社、大学教員

岡山大学研究ポリシー

平成16年 4月 1日制定

平成18年12月 4日改定

平成27年 4月 1日改定

平成29年 2月15日改定

岡山大学は、”高度な知の創成と的確な知の継承”を理念とし、”人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”を目的としている。さらに、岡山大学は、研究活動に対して基本的目標を掲げている。岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進であり、常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向することである。

このような岡山大学の理念、目的および研究目標を達成するために、岡山大学に所属する全ての研究者は、自らの自由な発想のもとに真理を探究する権利を享受するとともに、専門家として国民の負託にこたえなければならぬ重大な責務を有する。

このため岡山大学は、研究者の自律性に依拠する行動規範に関わる以下の研究ポリシーを制定する。

1 研究の自由

岡山大学は、研究者の自発的意志と自律性に基づく真理探究に関する活動を尊び、学問研究、思想、及び表現の自由を保障する。なお、個人情報の保護及び著作権の取扱いには十分留意する。

2 研究の倫理性

研究者は、人間の尊厳、健康及び生命の安全に関する権利を尊重する。人権やプライバシーを守り、遺伝子組換えや動物実験等に関する倫理規範と関連規程を遵守する。

3 研究の自律性

研究者は、研究成果を学問体系の中に位置づけ、その成果が社会に及ぼす影響を省察する。

4 研究の公開性

研究者は、学術研究の成果を論文、著書等として公表し、研究者相互の評価に積極的に参加する。

5 研究の社会性

岡山大学は、研究成果の公表に留まらず、その影響や効果について広報活動等を通して社会に還元し、貢献する。

6 研究成果の帰属

研究によって得られた知的財産は、原則として岡山大学に帰属する。研究者は、知的財産に関わる研究成果の公表や特許の申請について、関連規程等を遵守する。

7 研究の遂行

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動し、不正行為であるねつ造、改ざん、盗用を行わない。また、研究者倫理に反するような重複投稿や不適切なオーサーシップなども行わない。

また、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、

開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示するなど、研究活動の正当性の証明手段を確保する。

研究資料等の保存期間は、当該学術研究の成果を論文、著書等として公表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料（実験試料、本）や装置など「もの」については5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

8 研究費の使用

研究者は、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

9 利益相反の回避

研究者は、自らの行動において利益相反の有無に十分注意を払い、そのような立場を回避する。さらに、国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを遵守する。

10 研究環境の確立

研究者は、責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に関する取組に積極的に参加する。

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成22年9月27日制定

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保しつつ、大学の学術研究業務に対する国民からの更なる信頼を確保するため、公的研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の職員は、各々自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 職員は、大学の管理すべき公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 職員は、公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 職員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 職員は、公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

平成27年3月31日
岡大規程第20号

改正 平成28年3月31日規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動に携わる国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、研究活動上の不正行為の防止及び岡山大学研究ポリシー（平成27年4月1日改定）に違反する不正行為への対応について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、研究計画の立案及び実施並びに成果の発表及び評価の過程における行為及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

2 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、悪意のない誤り及び意見の相違による場合並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除くものとする。

一 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）

二 改ざん（研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）

三 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）

四 前三号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

3 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、各機構及び異分野融合先端研究コアをいう。

(研究倫理教育責任者等の設置及び責務)

第3条 学長は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施するために、各部局に「研究倫理教育責任者」を設置する。

2 研究倫理教育責任者は部局長をもって充て、各部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。

3 研究倫理教育責任者は、各部局において広く研究活動に関わる者を対象として定期的に研究倫理教育を実施するほか、学生に対する研究倫理教育についても、教育研究

上の目的及び専攻分野の特性に応じて実施するものとする。

4 研究担当理事（以下「理事」という。）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

5 理事は、前項に定めるほか、本学における研究活動の不正行為への対応等に関し、体制の整備及び調査についての責任者として実施に当たる。

（窓口）

第4条 告発を受け付け、又は不正行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、法人監査室とする。

2 窓口を利用する方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

（告発）

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、別紙様式の告発書により、前条第1項に規定する窓口に告発を行うことができる。

2 前項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。

3 告発は、原則として顕名により行い、不正行為を行ったとする研究者・グループ（以下「調査対象者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

4 匿名による告発であっても、当該不正行為の態様が重大でかつ明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、顕名による告発と同様に取り扱うものとする。

5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合（調査対象者、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）、告発があった場合と同様に取り扱うことができる。

6 法人監査室は、第1項の告発（告発の意思を明示しない相談を含む。）を受理したときは、直ちに学長、理事及び監事に報告するものとする。

7 法人監査室は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

（悪意に基づく告発）

第6条 何人も、悪意に基づく告発（調査対象者を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は、本学や調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

（告発者及び調査対象者の取扱い）

第7条 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長、理事並びに調査対象者が所属する部局の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことを理由として、調査対象者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第8条 学長は、第5条による告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 告発の意思を明示しない相談があった場合でも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

3 予備調査委員会は、理事、及び調査対象者が所属する部局の長など本学教員のうちから学長が指名する者若干名により組織する。

4 予備調査は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、調査可能性等について調査するものとし、本格的な調査を実施すべきか否かを判断するものとする。

5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

6 予備調査委員会は、第5条による告発がなされてから概ね30日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

7 学長は、予備調査結果を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かを決定する。

8 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び調査対象者に本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に、本調査を行う旨を報告するものとする。

9 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

10 前2項における告発者への通知において、氏名の秘匿を希望した告発者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

(研究活動調査委員会の設置)

第9条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、研究活動調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、概ね30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、調査委員長及び調査委員により組織する。

3 調査委員長は、理事をもって充てる。

4 調査委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 教育研究評議会の評議員（学長及び理事を除く。） 1名

- 二 不正行為に関連する研究分野（以下「当該研究分野」という。）の本学の教員
1名
- 三 当該研究分野の学外の研究者 3名
- 四 法律の知識を有する学外者 1名
- 5 前項各号の調査委員は、告発者及び調査対象者と直接利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 調査委員の任免は、学長が行う。学長は、第4項第1号の委員の任免を行なった場合は、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 7 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び調査対象者に通知する。
- 8 前項の通知を受けた告発者又は調査対象者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に、書面により異議を申し立てることができる。
- 9 学長は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

（専門委員）

- 第10条 調査委員会には、専門学術分野に応じた活動の適正を確保するため、調査委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員の活動は、調査委員会の活動とみなす。
 - 3 専門委員は、調査委員長が委嘱する。
 - 4 専門委員は、調査委員長の求めに応じ、調査委員会に出席することができる。
 - 5 その他専門委員について必要な事項は、調査委員会において別に定める。

（本調査）

- 第11条 調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- 一 関係者（告発者及び調査対象者を含む。）からの聴取
 - 二 不正行為に関する資料等の調査
 - 三 その他調査に必要な事項
- 2 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
 - 3 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 4 資料等の調査にあたっては、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがある場合は、調査対象者の研究室又は実験室等であって調査事項に関連する場所の一時封鎖又は実験、観測及び解析に係る機器・資料等の保全の措置をとることができる。
 - 5 調査委員会は、前項の措置をとる場合、事前に調査対象者が所属する部局の長の承諾を得なければならない。ただし、前項の措置は、必要最小限の範囲及び期間に止め

なければならない。

- 6 一時封鎖した場所の調査及び保全の措置をとった機器・資料等の調査を行う場合は、調査対象者及び調査対象者が所属する部局の長が指名する教員2名の立ち会いを必要とする。
- 7 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 8 調査委員会は、調査の終了前であっても、必要の都度又は、配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。

(調査対象者の説明責任)

第12条 調査対象者は、調査委員会の本調査において、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、原則として、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(審理及び認定)

第13条 調査委員会は、不正行為の有無及び程度について審理し、本調査開始後、概ね150日以内に、不正行為の有無、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 認定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 4 調査委員会は、第1項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を学長に報告しなければならない。
- 5 調査委員会は、概ね150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 6 調査委員会は、調査の結果、不正行為の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認めた場合は、措置すべき内容を、学長に勧告するものとする。
 - 一 就業規則又は学則等に基づく懲戒処分
 - 二 教育研究活動の停止等の措置
 - 三 研究費の使用停止又は返還等の措置
 - 四 不正行為の排除のための措置

五 不正行為を認定された論文等の取下げ

六 その他必要な事項

- 7 調査委員会は不正行為が存在しなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づく告発に該当すると判断したときは、併せてその旨の認定を行う。
- 8 前項の認定を行うにあたっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第14条 学長は、前条の報告を受けた場合は、調査結果を調査対象者が所属する部局の長、告発者及び調査対象者に通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

- 2 学長は、悪意に基づく告発の認定の報告を受けた場合は、前項の通知のほか、告発者が所属する部局の長に通知する。
- 3 学長は、前2項の通知に加えて、調査結果を配分機関等に報告する。

(不服申立て)

第15条 調査対象者は、不正行為の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 学長は、調査対象者から不正行為の認定に対する不服申立てがあったときは、調査対象者が所属する部局の長及び告発者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告するものとする。この場合において、告発者が氏名の秘匿を希望している場合は、法人監査室を通じて通知するものとする。
- 3 告発者は、悪意に基づく告発の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。
- 4 学長は、告発者から悪意に基づく告発の認定に対して不服申立てがあったときは、告発者が所属する部局の長及び調査対象者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告するものとする。

(不服審査委員会)

第16条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、学長が指名した者若干名(予備調査委員会及び調査委員会の委員並びに専門委員を除く。)で組織する。
- 3 審査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、本調査の認定の結果及び不正行為に関する資料を検証するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告する。
- 4 学長は、審査委員会の報告を受け、不服申立ての却下又は再調査開始の決定を調査

対象者及び告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。

(再審理)

- 第17条 学長は、審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、調査委員会に対し速やかに再調査を命じなければならない。
- 2 調査委員会は、前項により再調査を命ぜられたときは、不正行為の認定にあつては概ね50日以内に、悪意に基づく告発の認定にあつては概ね30日以内に、再び調査並びに審理及び認定を行う。この場合、第11条及び第13条の規定を準用する。
 - 3 第15条第1項の不服申立てについて、再調査を行う場合には、調査委員会は調査対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審理を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに学長に報告し、学長は調査対象者に当該決定を通知する。
 - 4 調査委員会は、第2項の認定の結果を直ちに、学長に報告するものとする。
 - 5 学長は、前項の報告を受けた場合は、不正行為の認定に対する再調査の結果については、調査対象者の所属する部局の長、調査対象者及び告発者に通知する。悪意に基づく告発の認定に対する再調査の結果については、告発者が所属する部局の長、告発者及び調査対象者に通知するものとする。
 - 6 学長は、前項の通知に加えて、再調査結果を配分機関等に報告するものとする。
 - 7 告発者及び調査対象者は、第2項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(公表)

- 第18条 学長は、不正行為が行われたと認定された場合は、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として調査結果を公表する。
- 2 学長は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表する。
 - 3 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、調査結果を公表する。

(処分等の措置)

- 第19条 学長は、不正行為が行われたとの認定の報告を受けた場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者に対し、速やかに本学の規程等に従い、適切な措置をとるものとする。
- 2 学長は、悪意に基づく告発と認定された場合、当該告発者に対し、本学の規程等に従い、適切な処置をとるものとする。

3 学長は、不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第20条 学長、理事並びに告発者又は調査協力者が所属する部局の長は、不正行為に関する告発者又は調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、告発者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(守秘義務)

第21条 この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(他の研究機関等との連携)

第22条 調査対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じ、本学以外の他の研究機関等（以下「他機関等」という。）と合同で又は、他機関等と連携して誠実に調査を行うものとする。

- 一 調査対象者が本学を含む複数の研究機関等に所属する場合
- 二 本学に所属する調査対象者が他機関等で行った研究活動に係る告発の場合
- 三 他機関等に所属する調査対象者が本学で行った研究活動に係る告発の場合

2 調査対象者が他機関等に所属している場合は、学長は当該他機関等の長にも調査結果を通知する。悪意に基づく告発の認定があった場合の告発者についても同様とする。

(事務)

第23条 この規程に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究交流部研究交流企画課が処理する。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成19年岡大規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人岡山大学長 殿

所属
職名
氏名 印
連絡先の電話番号等

告 発 書

国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第5条に基づき、下記のとおり告発します。

記

1 不正行為の疑いがある者

所属

職名

氏名

2 不正行為の態様及び内容

3 不正行為が存在するとする根拠（確認できるものを添付すること）

以 上

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程

〔平成19年10月25日〕
岡大規程第70号改正 平成20年 3月31日規程第70号
平成20年11月10日規程第89号
平成21年 3月27日規程第38号
平成22年 3月31日規程第58号
平成23年 3月31日規程第45号
平成23年 4月28日規程第69号
平成23年 9月27日規程第95号
平成27年 3月20日規程第12号
平成27年 3月31日規程第69号
平成28年 1月29日規程第 2号
平成28年 3月31日規程第41号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正。)を踏まえ、国立大学法人岡山大学(以下「本学」という。)において公的研究費等を適正に管理運営し不正使用等を防止するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、本学において機関経理する全ての経費をいう。

- 2 この規程において、「不正使用等」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は当該公的研究費等の交付の決定の内容及び条件に違反した使用をいう。
- 3 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学予算・決算事務取扱規程(平成16年岡大規程第27号)第9条に規定する予算単位をいう。ただし、本部は学務部を含め、一つの部局として取り扱う。
- 4 この規程において「構成員」とは、本学の教職員(非常勤職員を含む。)、本学と雇用関係を有する学生、その他本学の公的研究費等の管理運営に関わる全ての者をいう。

第2章 責任体制

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費等の管理運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学全体の公的研究費等の管理運営を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、財務・施設担当理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本

方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局に、当該部局における公的研究費等の管理運営について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を行う。

一 自己の管理監督する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二 不正防止を図るため、当該部局内の公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 自己の管理監督する部局において、構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、実効性を確保する観点から適当と判断する場合は、学科、専攻、部門等の一定規模の組織レベルで複数の副責任者を指名し、前項第2号及び第3号に掲げる事項を行わせ、報告させることができるものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、公的研究費等の管理・執行に関して、当該事務組織の長を副責任者に指名することができる。

(最高管理責任者のリーダーシップ)

第6条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の管理運営が行え、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う等、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(構成員の責務)

第6条の2 本学の構成員は、「国立大学法人岡山大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」(平成22年9月27日制定。平成27年3月改正。)を遵守しなければならない。

2 構成員は、前項の行動規範を遵守することを約するため、採用時等に別紙様式1の誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

3 構成員は、コンプライアンス推進責任者等が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

第3章 適正な管理運営の基盤となる環境の整備

(環境の整備)

第6条の3 最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えるため、次の各号に掲げる環境・体制の構築を図らなくてはならない。

一 ルールの明確化・統一化

二 職務権限の明確化

三 関係者の意識向上

四 告発等の取扱い並びに調査及び懲戒に関する運用の透明化

2 前項各号に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画の策定)

第7条 最高管理責任者は、不正使用等を発生させる要因を調査・把握し、不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室を置く。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 研究担当理事
- 三 研究交流部長
- 四 財務部長
- 五 その他次項に定める室長が指名する者

3 不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 不正使用等を発生させる要因の調査・分析に関すること。
- 二 不正防止計画の企画立案に関すること。
- 三 不正防止計画の推進に関すること。
- 四 構成員を対象とした説明会・研修会の企画立案、実施に関すること。
- 五 行動規範の策定等に関すること。
- 六 全学的観点からのモニタリングに関すること。
- 七 その他公的研究費等の適正な管理運営に必要な方策に関すること。

5 不正防止計画推進室は、前項第6号に規定するモニタリング等によって、是正すべき事項が判明した場合は、直ちに、当該構成員及び納入業者等に対して指導を行うとともに、是正措置を求めることができる。

(不正防止計画の実施)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画推進室と連携協力を図りつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

2 最高管理責任者は、不正防止計画が着実に実施されるよう、進捗管理に努めるものとする。

第5章 相談窓口及び告発窓口の設置

(相談窓口の設置)

第10条 公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルールについて、本学内外からの問い合わせに対応し、明確かつ統一的な運用を図るため、本学に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、研究交流部及び財務部とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費等に係る事務処理手続き及び使用に関するルールに関する本学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な教育研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口の設置)

第11条 公的研究費等の不正使用等に適切に対応できるようにするため、本学に告発窓口を置く。

2 告発窓口は、法人監査室とする。

(告発の取扱い)

第12条 不正使用等の疑いがあると思料する者は、何人も、別紙様式2の告発書により、前条に規定する告発窓口で告発を行うことができる。

- 2 告発は、顕名により行い、不正使用等を行ったとする本学の構成員（当該告発に係る事実の発生の日において本学の構成員であった者を含む。以下「調査対象者」という。）の氏名、不正使用等の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正使用等が存在するとする根拠を示すものとする。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 匿名による告発であっても、当該不正使用等の態様が重大でかつ明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、真正な告発として受理できるものとする。
- 4 内部監査、外部の機関又は報道、学会その他の研究コミュニティにより不正使用等の疑いが指摘された場合は、告発があった場合と同様に取り扱うものとする。
- 5 告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。
- 6 法人監査室は、告発を受理したときは、直ちに、最高管理責任者、統括管理責任者及び監事に報告するものとする。

第6章 不正使用等に係る事案の調査等

（予備調査）

第13条 最高管理責任者は、前条第1項による告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、統括管理責任者、調査対象者が所属する部局の長及び最高管理責任者が指名する者若干人により組織する。
- 3 予備調査は、告発等の内容の合理性、調査可能性等について調査するものとし、場合によっては告発者及び調査対象者等関係者からの事情聴取、その他調査に必要な事項を求めることにより、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断するものとする。
- 4 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かの決定をし、その結果を告発等の受付から30日以内に、当該経費に係る配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、内部監査及び第8条第4項第6号のモニタリングにより不正使用等の疑いが指摘されるなど、予備調査の必要性がないと判断される場合は、前5項の規定にかかわらず、直ちに本調査を実施することを決定できる。

（予備調査等の結果の通知）

第14条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、その旨を文書により告発者及び調査対象者に通知するとともに、本調査への協力を求めるものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合、その旨を理由を付して文書により告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

（調査委員会の設置及び調査）

第15条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定した場合、公的研究費等の不正使用等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する教員 1人以上
 - 三 本部の部長及び課・室の長並びに部局の事務部長及び事務長（課・室の長を含む。）のうちから最高管理責任者が指名する者 1人以上
 - 四 弁護士等の学外の有識者のうちから最高管理責任者が指名する者 1人以上
 - 五 その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 前項第4号の委員は、本学並びに告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会に調査委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 5 調査委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 調査委員長に事故があるときは、調査委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 第16条 調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- 一 告発者及び調査対象者等関係者からの聴取
 - 二 各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査
 - 三 その他調査に必要な事項
- 2 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
- 3 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 4 調査委員会は、調査に関連があると判断したときは、告発に係る公的研究費等のほか、調査対象者の他の公的研究費等を調査の対象に加えることができる。
（調査中における一時的執行停止）
- 第16条の2 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象者に対し、当該調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
（配分機関等への報告及び調査への協力等）
- 第16条の3 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、合理的な理由がある場合を除き、告発等の受付から210日以内（第20条に基づき再審理を行う日数を含む。）に、調査結果、不正使用等の発生要因、不正使用等に関与した者が関わる他の公的研究費等における、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出するものとする。この場合において、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等へ提出するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても不正使用等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等から求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等が求める当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
（審理及び認定）
- 第17条 調査委員会は、不正使用等の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し認定を行う。
- 2 前項の認定を行うにあたっては、調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、不正使用等が存在しなかったと認定する場合において、調査を通じて

告発が第24条の告発に該当することが明らかであるときは、併せてその旨の認定を行う。

- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項又は第3項の認定を行ったときは、直ちに、当該認定を含む調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を踏まえ、不正使用等の有無（第3項の場合にあっては、告発が第24条の告発に該当するか否かを含む。）について認定を行う。

（本調査結果の通知及び報告）

第17条の2 最高管理責任者は、前条第6項の認定を含む調査結果を文書により告発者、調査対象者及び調査対象者が所属する部局の長に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

（不服申立て）

第18条 不正使用等を行ったと認定された調査対象者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

- 2 告発が第24条の告発に該当するものであると認定された告発者は、当該認定に対して不服があるときは、前条の通知の日の翌日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、調査対象者又は告発者は同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

（不服審査委員会）

第19条 最高管理責任者は、前条第1項による不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、当該不服申立てを受理した旨を文書により告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条第2項による不服申立てを受理したときは、速やかに審査委員会を設置するとともに、当該不服申立てを受理した旨を文書により調査対象者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、最高管理責任者が指名した者若干人（予備調査委員会及び調査委員会の構成員を除く。）により組織する。
- 4 審査委員会は、前条の不服申立ての主旨、理由等を勘案し、再審理の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、第1項又は第2項に基づく不服申立てについて再審理を行うか否かを決定した場合、速やかに、第1項の場合にあっては告発者に、第2項の場合にあっては調査対象者に通知するものとする。

（再審理）

第20条 最高管理責任者は、再審理を行うと決定した場合、調査委員会に対し速やかに再審理を命じなければならない。

- 2 調査委員会が行う再調査、再審理及び認定については、第16条及び第17条第1項から第5項までの規定を準用する。
- 3 最高管理責任者が行う配分機関等への報告、認定及び調査対象者等への通知については、第16条の3、第17条第6項及び第17条の2の規定を準用する。
- 4 告発者又は調査対象者は、前項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(勧告)

第21条 調査委員会は、調査の結果、不正使用等の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認められた場合は、措置すべき内容を、最高管理責任者に勧告するものとする。

- 一 就業規則に基づく懲戒等の処分
- 二 公的研究費等の使用停止又は返還等の措置
- 三 不正使用等の排除のための措置
- 四 その他必要な事項

(処分等の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正使用等の存在が認定された場合は、速やかに国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程（平成16年岡大規程第20号）等に従い、適切な措置をとるものとする。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者若しくは副責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。
- 3 最高管理責任者は、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟等、法的な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、国立大学法人岡山大学における懲戒処分等の公表基準（平成16年4月1日学長裁定）にかかわらず、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順を含めるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
- 5 最高管理責任者は、不正使用等が存在しなかったことが認定された場合は、調査対象者の名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第23条 最高管理責任者並びに告発者及び調査協力者が所属する部局の長は、不正使用等に関する告発者及び調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、告発者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(告発の濫用禁止)

第24条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的による告発を行ってはならない。最高管理責任者は、そのような告発を行った者に対し、就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(守秘義務)

第25条 この規程に基づき不正使用等の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第26条 削除

第27条 削除

第7章 内部監査

(内部監査)

第28条 本学における公的研究費等の管理運営に関する監査(以下「内部監査」という。)は、国立大学法人岡山大学内部監査規程（平成17年岡大規程第3号）第4条の規定に基づき、法人監査室が実施する。

- 2 内部監査は、不正防止計画推進室との連携を図り、同室が把握する不正使用等を発生

させる要因に応じた監査計画の下で実施する。

第8章 その他

(事務)

第29条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、研究交流部研究交流企画課及び財務部財務企画課が処理する。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。